

第2回 奈良市児童相談所等のあり方検討会議の意見の概要

開催日時	平成30年 5月30日(水) 午後 2時から 4時 まで
開催場所	奈良市役所 北棟 2階 第16会議室
意見等を求める内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市児童相談所について ・一時保護所について
参加者	出席者 4人 ・ 事務局 15人
開催形態	公開 (傍聴人 3人)
担当課	子ども未来部 子育て相談課 児童相談所設置準備室

意見等の内容の取り纏め

事務局による概要説明の後、委員に意見等を求めた。

《意見を求めた内容及びそれらに対する意見等》

1 奈良市児童相談所について

- ・奈良市被虐待児童対策地域協議会の調整機関としての機能をどこでどう担うのか、位置づけを明確にしなければいけない。
- ・基礎自治体として児童相談所を設置するうえでは、組織の中に児童相談所業務以外の子どもに関わる機関を含める等、既存の児童相談所にとられない体制で総合的な支援を行いながら、子どもの健全育成を図っていく形が重要である。
- ・介入と支援の役割を、同じ組織で担うかどうかについては、共にメリット・デメリットがあるが、連携・情報共有・協同アセスメントの体制を整えることは双方とも必要である。
- ・統合型、別組織型とも、組織全体を指揮する「センター長」が必要である。なお、別組織型の場合、より一層定期的に会議を開催する機会やそれを指揮する職員が必要となる。
- ・理想の児童相談所長は、幅広い知識を持っており、マネジメント力や行政の知識・能力を備えた職員が好ましい。また、幅広い行政の知識が必要となるため、例えば所長が専門職であれば、所長以外の管理職に行政職員を配置する等、行政・専門職どちらの職員もいる体制がよい。
- ・必要なマネジメントには、1. ケースのマネジメント 2. 組織の中のマネジメント 3. 外部組織との連携マネジメント 4. ニーズのマネジメントが挙げられる。
- ・関係機関によって認識にズレが生じないように、連携を密にする必要がある。
- ・児童相談所職員としてのキャリアアップに関して、現在県の児童相談所へ派遣を行っているが、児童相談所開設後も継続して研修を実施する必要がある。
- ・児童相談所は24時間体制の職場なので、職員の生活をどうサポートしていくか考え

なければならない。(妊娠・出産・育休・勤務時間体制等)

- ・異動に関しては、職員が他部署の様々な業務を経験し、そして児童相談所へ戻ってきて、経験した業務を児童相談所業務に活かしていく形が理想的である。また、児童相談所職員の年齢構成がピラミッド型となるのが望ましい。
- ・初期対応の部門では、通告ケースを分野別に振り分けなければいけないため、知識・技量のある職員を配置することが必要である。
- ・他自治体においても、夜間緊急対応時に備えた体制を整えているが、対応時に職員へかかる負担が大きいという課題があるため、奈良市においては、より夜間体制を充実させていく必要がある。

2 一時保護所について

- ・市内に児童の入所施設が少ない観点から、奈良市に一時保護所を開設する場合、緊急時の対応を考慮すると、一定程度定員の空きや十分な保護スペースが確保されている必要がある。
- ・夜間の職員体制について、正規職員のいない夜間においても支援の質が低下することのないよう、多くの正規職員を確保し、その職員の男女比率を同程度に合わせた体制で対応していくことが重要である。
- ・里親への一時保護委託が増えると、その分不調となる里親も増えるので、対策を考える必要がある。
- ・アセスメント機関として、短い入所日数で児童の行動や様子をきちんと観察し、次の支援を考えられていることが必要である。
- ・感染性の病気に罹患している児童を保護することがあるので、隔離するための部屋(静養室等)を確保しておく必要がある。(病院で一時保護することも有り得る)
- ・保護児童の中には1人でいると不安になる児童もいるので、児童が安心できるような建物の構造を検討していく必要がある。
- ・既存の建物を改修し一時保護所を作る場合、その建物が泊まることのできる建築設計なのか調査する必要がある。(通常、行政の建物に一時保護所は作れない)
- ・児童の遊び場(グラウンド等)とセキュリティの両方を確保する必要がある。
- ・一時保護児童のプライバシーを保護するため、セキュリティを高める必要がある。
- ・入所児童の男女比によって、部屋の配置が変更できるような可動性の壁を採用すると対処しやすくなる。
- ・一時保護所のセキュリティとして、他自治体では一時保護フロアへ行くにはエレベーターに特別な鍵がないといけない、児童相談所職員のフロアからしか行けない等の工夫がなされている。
- ・一時保護ガイドライン(案)に書かれていることなかで、何に特化するか、どこに焦点をあてるのかを、市の方針として決めるべきである。